

資料 12-7-2(地域危険度)、資料 14-4(整備効果)、資料 16-4(影響)

に関するご意見・ご質問がございましたらご記入ください。

(お名前) 古谷 圭一

1. 東京都から地上部街路に関する必要性データについての中には、すでに私が提出説明した資料 8(第 3 回会議)、および資料 4-6 に関するコメントが含まれて良いはずなのに、一切無視されています。この点について住民側の意見、提案とそれに対するコメントも併記して下さい。
2. 内容全般についての意見
官僚の思考の範囲から出ずに、生活者の立場からの提案は、法律にはない、これまではこれで通用してきているという論理で、そこに生活する、実際をよく知っている住民の実感、経験が無視しています。
本来の民主主義下の行政は、その場を知らない(行政、司法、学術)専門家によるだけでない、住民の提案、意見を尊重・考慮すべきです。
この例として、ここ 10 年以上も緑化率が極端に低下する建設途中の道路の高赤外線反射の事実を無視して、数十年先の街路樹が繁茂した状態のみを強調しています。現在のこの地域の赤外線空中写真を撮影したら、高温部分は、東 8 道路、調布-大泉線沿線のはずです。地震危険度は虫眼鏡的に小範囲を拡大して読者の危機感をあおるのみですので、都全体の中でのこの地域が占めている位置を示す図を併記すべきです。
3. 基本的に、本来一体であったはずの外環計画(外環本線、外環-2)において移転家屋数の減少を目的とした本線の大深度地下化(大深度法適用申請の目的)と矛盾する地上部街路計画の「必要性」は、コミュニティ破壊分断というより大きな目的とは矛盾するものです。
4. 提示してある内容は、提案されている環境、防災、交通、暮らしのそれぞれの必要性や効果において相克するはずであるが、この報告書ではそれが明示されないまま利点のみが併記されており、われわれが話し合いの対象としている「道路と緑地」、「車道と歩道」、「代替え機能を確保して計画を廃止」(平成 17 年基本的な考え方、資料 1)との関連が一切欠如していて、議論がとてもしにくい。このためには、どの案の必要性、効果、期待できない効果を比較できる資料を提出してほしい。そうでなければ、ただ、総花的な「必要だ」を列挙して、何が何でも道路を作りたいと理屈をこねているみたいでです。